

「平成十四年農林水産省告示第千百八十四号（農業近代化資金融通法施行令第一条第九号の規定に基づき、同号の農林水産大臣の定める事項及び農林水産大臣の定める基準を定める件）等の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集」の結果について

令和8年9月28日
農林水産省経営局

平成十四年農林水産省告示第千百八十四号等の一部を改正する告示案について、令和8年8月20日から令和8年9月6日までの間、e-Gov への掲載等により、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたしました。

その結果、募集期間において、4件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見とそれに対する回答を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

本件については、公表した案のとおり、平成十四年農林水産省告示第千百八十四号等の一部を改正する告示を定めることとしました。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

農林水産省経営局金融調整課
03-6744-2169（内線 5247）